

令和四年度浄化槽管理士試験の実施について

国家試験

○令和4年度浄化槽管理士試験の実施について（令和四年五月十二日）（環境省）

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第2項の規定に基づき、令和4年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

- 1 試験期日 令和4年10月23日（日曜日）
- 2 試験地 宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県
- 3 試験科目
 - (1) 浄化槽概論
 - (2) 浄化槽行政
 - (3) 浄化槽の構造及び機能
 - (4) 浄化槽工事概論
 - (5) 浄化槽の点検、調整及び修理
 - (6) 水質管理
 - (7) 浄化槽の清掃概論
- 4 受験手続
 - (1) 試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。
 - ア 受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第6号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）
 - イ 写真（申請前6月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
 - ウ 受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、84円切手を貼付すること。）
 - (2) 受験申請書等の受付期間及び提出場所
 - ア 受験申請書等は、令和4年7月1日（金曜日）から8月8日（月曜日）までに、公益財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号 130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3、電話番号03(3635)4881）に提出すること。
 - イ 受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後4時までとする。
 - ウ 受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、令和4年8月8日（月曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。
 - エ 受験申請書等を受理した後は、原則として受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
 - (3) 受験手数料 受験手数料は20,200円とし、次のいずれかの方法により納付すること。なお、受験申請書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。
 - ア 公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。
 - イ 現金を公益財団法人日本環境整備教育センターまで持参すること。
- 5 受験票の送付 受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。
- 6 合格者の発表 試験終了後1月以内に、合格者の受験番号を公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに掲載して発表した後、合格者の受験番号を官報に公告するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には成績及び不合格の旨を通知する。
- 7 その他 受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。